

寒川町地域福祉計画推進会議について

1. 定義

本会議は、参考資料 1 の「寒川町地域福祉計画推進会議設置要綱」に基づき、寒川町地域福祉計画の推進を図るために設置しており、同計画の策定及び推進に関すること等について、必要な助言、提言等を行うものとしています。

現在の本会議委員は、参考資料 2 「寒川町地域福祉計画推進会議委員名簿」に記載のとおりで、任期は令和 5 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までとなります。

今回の会議では、資料 2 「寒川町みんなの地域福祉つながりプラン（第 4 次寒川町地域福祉計画・第 5 次寒川町社会福祉協議会地域福祉活動計画）令和 4 年度進行管理表」により、令和 4 年度の実績報告に基づく事業評価について、皆様にご審議いただきます。

2. スケジュール

本会議は、寒川町地域福祉計画の推進に関する事業評価について、年 1 ~ 2 回の開催を予定しております。

ただし、同計画の策定年度である令和 6 年度は、年 4 ~ 5 回の開催を予定しております。

3. 計画の類型

名称	概要
寒川町地域福祉計画	地域福祉を推進するための基本的指針となる行政計画 地域福祉推進にあたっての基盤整備
寒川町社会福祉協議会地域福祉活動計画	住民組織、地域住民の取り組み目標を提案した行動計画 民間の福祉活動推進のための自発的な計画
寒川町みんなの地域福祉つながりプラン	上記 2 計画を一体的に策定し、 「推進の方向性や共通目標の設定」 「地域の情報を共有化」 「各組織や住民の役割を明確化」 を実現した計画